

外国法人による 米国法人税申告と費用控除

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

米国で事業活動(US Trade or Business)に従事している外国法人は、米国で申告法人税の対象となることから、法人税申告書(Form 1120F)を提出後、ネット課税所得を申告し、法人税を納める必要があります。租税条約の適用があるケースでは、US Trade or Businessよりも対象範囲が狭い恒久的施設(PE)に帰属する所得を同様に申告する必要があります。また、US Trade or Businessに従事していても活動がPEに至らない、又はPEに帰属する所得が存在しない場合には、条約ポジション適用の開示が求められます。

法人税の申告が求められる外国法人が一定期限内に申告書を提出しない場合、課税所得算定の際に費用控除が認められず、総所得がそのままネット課税所得扱いになるという厳しい規定が存在します。当規定上の一定期限は「申告書通常提出期限の18カ月後」又は「IRSが申告書提出を求めるNoticeを発行した日」のいずれか早いタイミングとなります。

期限内に申告書の提出ができなかった場合、遅延に合理的な理由があり、納税者が誠実に対応していることを立証できれば、IRSに費用控除の許可申請を行えるという免除規定があります。

この度、IRSの大規模・多国籍事業者部局(The Large Business and International (LB&I) Division)は、当免除規定の適用審査を公正に、首尾一貫して、また、迅速に行うことを目的としてIRS内の指針(ガイダンス)を策定・公表しました。ガイダンスでは、遅延の理由、申告義務の認識に至る経緯、過去の申告実績、等6ポイントを免除適用の判断基準としています。また、納税者が未申告を是正しようと自ら名乗りでたケースと税務調査でIRS側が未申告を指摘したケースで異なる取扱いを適用すると規定しています。

日本企業にも、米国事業活動に従事するパートナーシップ投資からK-1を受け取っている、又は長期にわたり日本親会社の従業員が直接米国で事業活動に従事しているにもかかわらず、過去に米国法人税申告書を提出していないようなケースがまれにみられます。また、US Trade or Businessが存在するかどうかの判断が不確実な場合には、ブランクの申告書(Protective Return)を提出することで費用控除の権利を留保できるばかりでなく、時効期間の開始を確立することが可能です。

今回のガイダンスの詳細については、2018年3月2日付、EY Global tax alert「[US IRS issues examination guidelines on Form 1120-F filing deadline waivers](#)」(英文のみ)をご参照ください。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180308

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp